

極低出生体重児の家庭訪問指導に関する調査

(分担研究：ハイリスク児出生の実態把握と追跡管理に関する研究)

(大阪市保健所でのアンケート調査結果のまとめ)

研究報告書

研究協力者：大阪市立総合医療センター

楠田 聡

要約：ハイリスク児出生の実態把握と追跡管理体制の構築を行う上で、現在実施されている、保健婦による訪問指導の実態を調査し、その現状と問題点を検討した。調査方法は、大阪市の保健所24カ所にアンケート調査をおこない、その結果を集計した。大阪市の人口はおよそ258万人で、市内24カ所の保健所で実施される家庭訪問は1年間でおおよそ4万件であった。そのうち新生児家庭訪問は約6.5千件、未熟児家庭訪問は1.5千件であり、全家庭訪問に占める割合は、それぞれ、16.6%、3.7%となった。さらに、極低出生体重児の家庭訪問の対象者はおよそ120名であった。極低出生体重児対象者の把握は未熟児養育医療給付の申し込み、あるいは病院からの退院連絡票により行われていた。一方、対象者の状態に関しては、病院からの退院連絡票により把握されていた。極低出生体重児の家庭訪問を実施する上での問題点としては、退院連絡票による病院と保健所間の連絡体制が一定していなため、家庭訪問時の指導内容が明確でない、転居などのため家族と連絡がとれないなどの点が指摘された。今後極低出生体重児を含め、すべてのハイリスク児の退院後追跡管理を実施するためには、医療施設と保健所間の連絡体制の構築が必要と思われた。

見出し語：ハイリスク児、追跡管理、家庭訪問、保健婦

研究方法

当研究班で作成した「極低出生体重児の家庭訪問指導に関する調査」用紙を大阪市の各保健所に配布し、用紙を回収後集計した。調査用紙の内容は全国共通である。

結果

調査用紙を配布した24保健所の全てから回答を得た。そこで回答された数値をすべて合計し集計とした。集計結果を表に示す。

表 大阪市の保健所での家庭訪問

| | |
|-------|---------|
| 大阪市人口 | 258万人 |
| 保健所数 | 24カ所 |
| 保健婦数 | 197人 |
| 全家庭訪問 | 39,627件 |
| 新生児訪問 | 6,585件 |
| 未熟児訪問 | 1,456件 |

保健婦による1年間の家庭訪問は39,627件で、うち未熟児訪問は1,456件と全体の3.7%であった。また保健婦1人あたりでは、7.6件となった。保健婦の家庭訪問業務のなかで、未熟児訪問の占める割合は比較的少なかった。

次に未熟児訪問指導のなかで多くのリスクを持った極低出生体重児の対象者は112名であった。極低出生体重児が管内で出生したことを把握する方法としては、未熟児養育医療給付の申し込みまたは病院からの退院連絡票が使用されていた。そしてこれらの極低出生体重児はすべて家庭訪問の対象者であったが、退院の連絡が病院からなかった、転居先が不明などのため、一部で家庭訪問が実施できなかった。一方、家庭訪問が実施された時には、1人あたり1～12回の家庭訪問を受けていたが、多くは2または3回の訪問で家庭訪問が終了されていた。家庭訪問終了時期は3カ月から6歳であったが、平均はおよそ1歳頃であった。家族との連絡が不能になる原因としては、里帰り分娩などによる、住所地と出生地の不一致などが考えられる。

さらに、実際に家庭訪問を実施した時の問題点としては、対象児が医療施設入院中にどのような状態であったかが十分に保健所に伝わっていないため、家族が希望する保健指導を実施できないことであった。

考察

今回実施された保健所へのアンケート調査の結果より、次のような問題点が明らかとなった。

まず、家庭訪問の対象者を把握するために、保健所側で種々の確認方法を平行して行う必要があることである。今回の調査対象とした極低出生体重児に関しては、比較的风险が高いため、全例が所轄の保健所でその出生が把握されていたが、家庭訪問が必要な全ての

ハイリスク児となると、保健所での全例把握は、現在の方法ではけっして容易ではない。

次に、対象児の病院退院後に実施される家庭訪問は、児が家庭に帰った時点で保護者と連絡を取る必要があるが、転居などで家族との連絡が不能の例が、少数ではあるが、認められた。これは、住所地が大阪市内であっても、里帰り分娩などで大阪市以外で出生し、極低出生体重児などのハイリスクのため、病院退院後も出生地に留まったり、また、居住地を変更する例があるためと思われた。

一方、家庭訪問が実施された例でも種々の問題点が指摘された。なかでも、対象児の病院入院中の状態が確実に保健所に連絡されていないため、保健指導を実施するのが困難な症例が認められた。

未熟児の家庭訪問を実施する上で、以上述べてきた問題点を解消するためには、当研究班のテーマである「ハイリスク児出生の実態把握と追跡管理」体制を整備する必要がある。特に、ハイリスク児出生の実態が保健所に確実に連絡され、適切な指導を受けるためには、児が医療施設に入院中に受けた治療のみならず、出生の背景などを含んだ総括的な周産期情報が、所轄の保健所に十分伝わる体制を構築する必要がある。その意味でも、現在当研究班で作成中のハイリスク新生児入院基本情報が整備され、一定の情報が、統一された退院連絡票として使用される必要がある。またその連絡方法としては、住所地と出生地が必ずしも同一でないことから、全国的な連絡網を構築する必要がある。

今回は大阪市地区での検討であるので、各地域により、実態とその問題点は異なる可能性がある。今後各地域の現状を考慮し、全国的なハイリスク児出生の実態把握と追跡管理体制が整備されることが必要である。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:ハイリスク児出生の実態把握と追跡管理体制の構築を行う上で、現在実施されている、保健婦による訪問指導の実態を調査し、その現状と問題点を検討した。調査方法は、大阪市の保健所 24 力所にアンケート調査をおこない、その結果を集計した。大阪市の人口はおよそ 258 万人で、市内 24 力所の保健所で実施される家庭訪問は 1 年間でおよそ 4 万件であった。そのうち新生児家庭訪問は約 6.5 千件、未熟児家庭訪問は 1.5 千件であり、全家庭訪問に占める割合は、それぞれ、16.6%、3.7%となった。さらに、極低出生体重児の家庭訪問の対象者はおよそ 120 名であった。極低出生体重児対象者の把握は未熟児養育医療給付の申し込み、あるいは病院からの退院連絡票により行われていた。一方、対象者の状態に関しては、病院からの退院連絡票により把握されていた。極低出生体重児の家庭訪問を実施する上での問題点としては、退院連絡票による病院と保健所間の連絡体制が一定していなため、家庭訪問時の指導内容が明確でない、転居などのため家族と連絡がとれないなどの点が指摘された。今後極低出生体重児を含め、すべてのハイリスク児の退院後追跡管理を実施するためには、医療施設と保健所間の連絡体制の構築が必要と思われた。